



京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
 発行所 京都府
 政策法務課
 電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
 印刷所 中西印刷株式会社
 電話 (075) 441-3155

目次

規則	ページ		
○京都府府営住宅条例施行規則の一部を改正する規則	(住宅政策課)	15	○都市計画法に基づく工事完了 (建築指導課) 21
告示			
○瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置の許可申請の概要	(山城北保健所)	〃	選挙管理委員会
○救急病院である旨の告示	(医療課)	20	○公職選挙事務執行規程の一部を改正する規程 〃
○道路の供用開始	(乙訓土木事務所)	〃	○京都府知事選挙に係る選挙人名簿の選挙時登録の被登録資格の決定の基準日等 〃
公告			
○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出	(中小企業総合支援課)	〃	○京都府知事選挙における立候補の届出の手続等の説明会の開催 〃
○都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧	(南丹土木事務所)	〃	○京都府議会議員右京区選挙区補欠選挙における立候補の届出の手続等の説明会の開催 22
○京都府知事選挙及び京都府議会議員右京区選挙区補欠選挙における政党等に対する政治活動等の説明会の開催 〃			

京都府規則第1号

規則

京都府府営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年1月16日

京都府知事 西脇 隆俊

京都府府営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

京都府府営住宅条例施行規則（昭和42年京都府規則第13号）の一部を次のように改正する。
 第7条第1項第1号サ中「第6条」を「第6条第1項」に改める。

附則

この規則は、令和8年3月10日から施行する。

告示

京都府告示第10号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可の申請があったが、その概要は次の1のとおりである。

なお、同条第4項の規定により、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次の2のとおり縦覧に供する。

令和8年1月16日

京都府知事 西脇 隆俊

1 申請の概要

(1) 申請者の名称、住所及び代表者の氏名

名 称 パナソニックインダストリー株式会社
住 所 門真市大字門真1006番地
代表者 代表取締役 小澤 正人

(2) 工場の名称及び所在地

名 称 パナソニックインダストリー株式会社デバイスソリューション事業部宇治拠点
所在地 宇治市木幡西中25番地

(3) 特定施設に関する事項

ア 種類

水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1 第63号ホに掲げる機械器具製造の用に供する廃ガス洗浄施設1基（以下「A施設」という。）及び同表第65号に掲げる酸又はアルカリによる表面処理施設9基（以下「B施設」、「C施設」、「D施設」、「E施設」、「F施設」、「G施設」、「H施設」、「I施設」及び「J施設」という。）

イ 能力

別表1のとおり

ウ 工事の着手及び完成並びに使用開始の予定年月日

着手予定年月日 法第5条第1項の許可のあった日

完成予定年月日 着手の日

使用開始予定年月日 完成の日

エ 使用時間間隔及び1日当たりの使用時間

別表1のとおり

オ 使用の季節的変動

なし

カ 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに当該汚水等の1日当たりの通常の量及び最大の量

別表2のとおり

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

ア 種類、構造及び能力並びに汚水等の処理の方法

別表3のとおり

イ 設置年月日

別表3のとおり

ウ 使用時間間隔及び1日当たりの使用時間

終日

エ 使用の季節変動

なし

オ 使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに当該汚水等の1日当たりの通常の量及び最大の量

別表4のとおり

2 縦覧等の期間及び場所

(1) 期間

令和8年1月16日から令和8年2月6日まで

(2) 場所

関係書類を京都府山城北保健所及び京都府総合政策環境部環境管理課において縦覧に供する。

なお、宇治市役所においてその書類を閲覧することができる。

別表1

項目 区分	能 力	使用時間間隔	1日当たりの使用時間
A施設	120 m ³ ／分	終日	24時間
B施設	機能性高分子アルミ電解コンデンサ素子 280万枚／日	〃	〃
C施設	〃	〃	〃
D施設	〃	〃	〃
E施設	〃	〃	〃
F施設	機能性高分子アルミ電解コンデンサ素子 330万枚／日	〃	〃
G施設	アルミエッチング箔 2,240m／日	〃	〃
H施設	アルミ箔酸化被膜生成 1,440 m ² ／日	〃	〃
I施設	〃	〃	〃
J施設	アルミ箔酸化被膜生成 360 m ² ／日	不定期(7日／月)	〃

別表2

項目 区分	汚水等の汚染状態の値						汚水等 の量
	pH	BOD	COD	浮遊物質量	窒素	りん 燐	
A施設	通常	4	mg/L 29.4	mg/L 9.5	mg/L 200	mg/L 1	mg/L 14.4
	最大	3	40	12	250	2	2
B施設	通常	7	250	50	6	34	74
	最大	6	325	65	12	37	81
C施設	通常	7	250	50	6	34	74
	最大	6	325	65	12	37	81
D施設	通常	7	250	50	6	34	74
	最大	6	325	65	12	37	81

E施設	通常		7	250	50	6	34	74	14.3
	最大		6	325	65	12	37	81	16.4
F施設	通常		7	250	50	6	339	155	1.3
	最大		6	325	65	12	373	171	1.5
G施設	中和SS処理系統への汚水	通常	2.5	1	5	1	2.5	5	1,775
		最大	4	5	15	10	5	30	2,125
	りん酸処理系統への汚水	通常	4	20	10	7,000	2.5	3,000	44.8
		最大	6	24	12	14,000	4	4,000	58.0
	活性汚泥処理系統への汚水	通常	10	10	140	1	12	0.2	62.2
		最大	11	12	168	1	14.4	0.2	68.4
H施設	りん酸処理系統への汚水	通常	2	200	60	5	840	7,000	3
		最大	3	833	187.5	15	1,300	10,000	4
	活性汚泥処理系統への汚水	通常	5	50	13	50	30	30	145
		最大	7	86	14	100	75	70	190
I施設	りん酸処理系統への汚水	通常	2	200	60	5	840	7,000	3
		最大	3	833	187.5	15	1,300	10,000	4
	活性汚泥処理系統への汚水	通常	5	50	13	50	30	30	145
		最大	7	86	14	100	75	70	190
J施設	りん酸処理系統への汚水	通常	2	200	60	5	3,600	7,000	3
		最大	3	833	187.5	15	5,000	10,000	4
	活性汚泥処理系統への汚水	通常	5	33	5	10	10	10	145
		最大	7	43	7	50	15	20	190

別表3

種類	中和SS処理装置	中和処理装置	活性汚泥処理装置	加圧浮上処理装置	りん酸処理装置
構造	鉄筋コンクリート製	鉄筋コンクリート製	鉄筋コンクリート製	ステンレス製	鉄筋コンクリート製
能力	17,000 m ³ /日	2,000 m ³ /日	700 m ³ /日	720 m ³ /日	40 m ³ /日
処理の方法	自動制御3段中和汚泥再循環凝集沈殿方式	自動制御中和方式	土壌菌培養式活性汚泥処理方式	加圧浮上処理・円形循環水加圧方式	中和沈殿処理方式
設置年月日	昭和60年2月16日	昭和60年2月16日	昭和57年6月5日	平成10年10月30日	昭和59年1月6日

別表4

項目 区分		汚水等の汚染状態の値										汚水等 の量	
		pH	BOD	COD	浮遊 物質量	油分	窒素	りん 燐	マンガン	ホウ素	硝酸 化合物		
中和 S S 処理 装置	通常	処理前	2.5	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	m ³ /日	
		処理後	6.5~7.5	2.6	5.0	3.3	5以下	13.0	0.3	0.1以下	0.05以下	4,515.0	
	最大	処理前	2	8.0	10.6	150.7	5	24.8	32.6	0.1	0.25	5,386.1	
		処理後	6~8	6.8	10.1	3.8	5	24.8	1.3	0.1	0.25	5,386.1	
中和 処理 装置	通常	処理前	1	14.7	9.6	10	5以下	3	2	-	-	3以下 4	
		処理後	3~8	14.7	9.6	10	5以下	3	2	-	-	3以下 4	
	最大	処理前	0.5	19.1	13	20	5	5	5	-	-	5 4	
		処理後	2~8	19.1	13	20	5	5	5	-	-	5 4	
活性 汚泥 処理 装置	通常	処理前	6.5~7.5	66.4	30.0	19.3	5以下	46.8	12.4	0.1以下	-	-	864.1
		処理後	6.5~7.5	33.2	13.5	11.4	5以下	18.7	0.5	0.1以下	-	-	864.1
	最大	処理前	6~8	95.0	34.2	36.8	5	69.2	16.8	0.1	-	-	1,054.7
		処理後	6~8	47.5	15.4	21.7	5	27.7	0.7	0.1	-	-	1,054.7
加圧 浮上 処理 装置	通常	処理前	6.5~7.5	100.6	48.4	29.2	5以下	46.8	22.6	0.1以下	-	-	864.1
		処理後	6.5~7.5	66.4	30.0	19.3	5以下	46.8	12.4	0.1以下	-	-	864.1
	最大	処理前	6~8	144.0	55.1	55.7	5	69.2	30.6	0.1	-	-	1,054.7
		処理後	6~8	95.0	34.2	36.8	5	69.2	16.8	0.1	-	-	1,054.7
りん 酸 処理 装置	通常	処理前	2	41.7	16.0	6,155.0	5以下	214.8	1,599.2	-	-	-	74.5
		処理後	6.5~7.5	41.7	16.0	3.1	5以下	214.8	143.9	-	-	-	74.5
	最大	処理前	3	125.6	41.0	12,245	5	322.4	2,504.5	-	-	-	95.6
		処理後	6~8	125.6	41.0	6.1	5	322.4	225.4	-	-	-	95.6

京都府告示第11号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院である。

令和8年1月16日

京都府知事 西脇 隆俊

名 称	所 在 地	認 定 年 月 日	認定期限
社会福祉法人京都社会事業財団京都からすま病院	京都市北区小山北上総町14	令 7. 12. 9	令 10. 12. 8

京都府告示第12号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和8年1月16日から令和8年1月30日まで縦覧に供する。

令和8年1月16日

京都府知事 西脇 隆俊

1 道路の種類 府道

2 路線名 西京高槻線

3 供用開始の区間及び期日

区 間	期 日
向日市鶴冠井町楓畑8の2から	
向日市鶴冠井町楓畑8の2まで	令和8年1月16日

4 縦 覧 場 所 京都府乙訓土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、その届出書及び添付書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置している者がその周

辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに、大規模小売店舗立地法施行細則（平成12年京都府規則第38号）第8条第1項に規定する書面を添えて、意見書を提出することができる。

令和8年1月16日

京都府知事 西脇 隆俊

1 届出事項の概要

(1) 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社平和堂

彦根市西今町1番地

代表取締役 平松 正嗣

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

バンビオ1番館、バンビオ2番館

長岡京市神足2丁目1500番、1501番

(3) 変更の内容

変更した事項	変更前	変更後	変更年月日	変更理由
大規模小売店舗において小売業を行なう者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更	株式会社山一パン総本店	株式会社メサベルテ	令6. 6. 21ほか	小売業を行なう者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更のため

2 届出年月日

令和7年12月4日

3 縦覧場所

京都府商工労働観光部中小企業総合支援課

4 縦覧期間

令和8年1月16日から令和8年5月18日まで

5 意見書の提出先

京都府商工労働観光部中小企業総合支援課

亀岡市から南丹都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、京都府南丹土木事務所において縦覧に供する。

令和8年1月16日

京都府知事 西脇 隆俊

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が次のとおり完了した。

令和8年1月16日

京都府知事 西脇 隆俊

- 1 工事が完了した開発区域に含まれる地域
舞鶴市字北吸1039の2の一部、1039の3、1039の7の一部、1039の8の一部、1044、1044の1、1054の一部、1055の1の一部、1056、1057の1の一部、1057の2
- 2 開発許可を受けた者の名称
舞鶴市

選 挙 管 理 委 員 会

公職選挙事務執行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年1月16日

京都府選挙管理委員会

委員長 多賀 久雄

京都府選挙管理委員会規程第1号

公職選挙事務執行規程の一部を改正する規程

公職選挙事務執行規程（昭和40年京都府選挙管理委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表1 医療法人社団洛和会洛和会東寺南病院の項を削る。

別表3 社会福祉法人フラットビュー福祉会 軽費老人ホームキヨートケアハウスの項を削り、同表SOMP Oケア株式会社有料老人ホームそんぽの家S東寺の項の次に次のように加える。

社会福祉法人フラットビュー 福祉会キヨートケアハウス	同 南区吉祥院向田東町 9
-------------------------------	------------------

別表3 SOMP Oケア株式会社介護付有料老人ホームそんぽの家京都羽束師の項の次に次のように加える。

社会福祉法人洛和福祉会地域 密着型特別養護老人ホームヴ ィラ桃山Ⅲ番館	同 伏見区桃山町大島38 の531
---	----------------------

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

京都府選挙管理委員会告示第12号

令和8年4月5日執行予定の京都府知事選挙に係る選挙人名簿の選挙時登録について、被登録資格の決定の基準となる日及び登録を行う日を、次のように定める。

令和8年1月16日

京都府選挙管理委員会

委員長 多賀 久雄

- 1 被登録資格の決定の基準となる日

令和8年3月18日（年齢については、令和8年4月5日）

- 2 登録を行う日

令和8年3月18日

令和8年4月5日執行予定の京都府知事選挙における立候補の届出の手続等についての説明会を、次とおり開催する。

令和8年1月16日

京都府選挙管理委員会

委員長 多賀 久雄

- 1 日時

令和8年2月18日（水）午前10時

- 2 場所

京都府職員福利厚生センター3階 第2・3会議室
京都市上京区下立売通新町西入蔵ノ内町

- 3 説明事項

- (1) 選挙の主要事務日程について
- (2) 立候補の届出の手続等について
- (3) 選挙運動等について
- (4) 選挙運動用自動車の交通規制について
- (5) 選挙運動用通常葉書の使用について
- (6) 政見放送について
- (7) その他

- 4 参集範囲

京都府知事選挙の立候補予定者又はその代理人併せて2人以内

令和8年4月5日執行予定の京都府議会議員右京区選挙区補欠選挙における立候補の届出の手続等についての説明会を、次のとおり開催する。

令和8年1月16日

京都府選挙管理委員会

委員長 多賀 久雄

1 日時

令和8年2月19日（木）午前10時

2 場所

京都府職員福利厚生センター3階 第2・3会議室
京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町

3 説明事項

- (1) 選挙の主要事務日程について
- (2) 立候補の届出の手続等について
- (3) 選挙運動等について
- (4) 選挙運動用自動車の交通規制について
- (5) 選挙運動用通常葉書の使用について
- (6) その他

4 参集範囲

京都府議会議員右京区選挙区補欠選挙の立候補予定者又はその代理人併せて2人以内



令和8年4月5日執行予定の京都府知事選挙及び京都府議会議員右京区選挙区補欠選挙における政党等に対する政治活動等についての説明会を、次のとおり開催する。

令和8年1月16日

京都府選挙管理委員会

委員長 多賀 久雄

1 日時

令和8年2月20日（金）午後2時

2 場所

京都経済センター6階 会議室6-D
京都市下京区四条通室町東入函谷鉢町78番地

3 説明事項

- (1) 選挙の主要事務日程について
- (2) 選挙運動期間中における政治活動等について
- (3) 政治活動用自動車の交通規制について
- (4) その他

4 参集範囲

政党その他の政治団体又はその支部の代表者その他の関係人併せて2人以内